

昭和36年
5月号
【第55号】
発行所
狩太町役場
発行日
昭和36年5月1日発行

広かりぶと

☆主なる記事☆
一、ことしの農業のありかた
二、農業組合長会議
三、健全なる納税組合の育成
四、町税納入告知書の交換
五、国民年金保険料のお知らせ



ことしの農業のありかた

農業組合長会議から

◇町農業振興方針
①国の経済施策と農業の動向
昭和三十五年度においては、国内の経済力が著しく上昇の傾向にありながら、そのうちで農業者の所得は低下しているという困難な状況下、指導層はもとより経済界においても「大きな曲り角にきている」と云われその対策として各関係機関において農政の基本的問題点を調査検討されたのであります。従つて昭和三十六年度におきます政府の施策は「国民所得倍増計画」が打ち出され、今後十ヶ年の長期間にわたり、日本経済の安定成長を図ること

で、第一年次である今年は九時から、町会議室において町、農業委員会、農業改良支庁産業課、各農業組合長、八十余名出席のもとに開催せられ、終始慎重に「ことしの農業のありかた」について討議されました。その大要をお知らせいたします。

ことしの農業のありかたは、依然として公共投資と税負担の軽減及び社会保障の積極化におかれています。同組合、農業改良普及所、農業団体の関係者及び後志の関係者、農業課、各農業組合長会議から、農業面に関しては、近代化を進めするための措置が講ぜられて、ある状態であります。しかしながら政府の成長政策と、日本経済の高度成長下にある農業の現状は、農業就業人口が他産業の労働急増に伴ない、質的低下をもたらしながら減少しつつあります。又国民食糧消費構造の変化は、昭和十年を一〇〇として一人当たりの消費量を三十二年に对比してみると、米八四パーセント、麦一二六パーセント、乳製品三四九パーセント、果実九六パーセント、肉類二一パーセント、乳及び乳製品四五四パーセントとなり、これらに對応する適正な農畜産物の供給体制が未だ整つてないことが多いなどのいろいろな問題があつて他産業との均衡発展が伴なわないため、他産業就業者と農業就業者との所得の不均衡がめだつてきている現況といえましょう。

さらに貿易の自由化に伴ない、国際市場との進出は我が國農産物の生産性を早

農業の生産対策は、振興方針に基づき、国民食糧需要上の成長財である。農畜産物の生産向上を図ることで今後においても望ましい作物をおしすすめるものであります。

(1) 特用作物
(2) てん菜(ビート)
(3) 国内における砂糖の需

◆農業生産対策の推進◆

このを通じて生産の合理化を計る方法で、農業改善の大きな手がかりとなるものであります。

従つて、共同作業の進化ともいわれ、数戸の農家又は部落などにおいて、農業機械の利用、家畜の多頭数飼育など、経営の大規模化とともに、生産性をもつもので、これらの実施の段階においては、各関係指導機関ともおこなわれることが、望ましいのであります。

D、農村計画と農事組合活動の推進

農家個々の経営設計の樹立推進は、前記のとおりであります。が、これらの計画が単年度ではなく、長期的に部落又は地区毎に計画をして推進すると共に町においても、長期農村計画を樹立する所存で

E、各種制度資金と農業近代化資金の運用

農業近代化資金とは、現在の施設資金を総括して本資金により施行されるもので、その貸付額の限度は、一〇〇万円以内、据置三年以内を含む一〇ヶ年以内の償還。利子七分五厘で、法定利子の差額を国が利子補給するもので、近く実施される見込みであります。決定され次第お知らせいたします。

以上の見地から今後における農畜産物の長期的おき通しにつきましては、前記農業振興方針において述べましたように、国民食糧の消費構造の変化とともに、その需要が最も高い農畜産物を生産することが肝要であると考えます。

農業の生産対策は、振興方針に基づき、国民食糧需要上の成長財である。農畜産物の生産向上を図ることで今後においても望ましい作物をおしすすめるものであります。

(1) 特用作物
(2) てん菜(ビート)
(3) 国内における砂糖の需



主 要 作 物

(1) 米作改善
稻作における健苗育成

農業の生産対策は、振興方針に基づき、国民食糧需要上の成長財である。農畜産物の生産向上を図ることで今後においても望ましい作物をおしすすめるものであります。

(1) 特用作物
(2) てん菜(ビート)
(3) 国内における砂糖の需

(1) 馬飼いしよう
食糧の傾向が著しく変化し、穀粉は過剰生産の現況にあります。従つて町内において長期にわたる穀粉の改良によって四〇〇kg

(2) 園芸作物
作物は主として自家用蔬菜の栽培にとどまつておなり、中には高級品アラガスの作付も少量あります。

(3) 畜類(燕麦は除く)
大麦は一部の食用飼料の栽培にとどめ、他は小麦、飼料作物、なたねてん菜等の地帶に適した

作物に転換する対策も考えられます。

(4) 其他の雑穀
大豆は国民栄養の蛋白供給源として必需作物で

急向上させなければならぬ状態に立ちたつておなり、現在政府は、農業基本法を制定して、長期総合施策の下において、日本農業を米麦中心の自給的農業から、企業的、專業的農業と移行せしめ、農業の生産性と所得の向上をはかるうとしているのであります。このようないごさの中にある北海道農業は、北海道林漁業基本問題審議会の答申において明らかにしめされたとおり、国民食糧需要上の成長財である畜産物砂糖、果実の国内主要給源地として伸長が期待され、今後における国の施策も、その方向に重点が指向されるものと考えられます。

◇ 本町の農業振興方針

以上のようないごさのうちにある本町農業の基本の方針は、当然国及び道(支店)の方針に沿つて進むべきであり、今後における国及び道の施策に準じて所得増大、生産性の向上、構造改善などの諸対策を推進するにあります。

本町の農業形態は、昭和三十五年度に実施された、農林業センサスの資料によりますと、全農家戸数七七戸のうち販売額が五万円以上の農家は七三戸で、米を主体とするものの一八戸、いも、雜穀三九戸、畜産一八戸、あります。

平均をみると、稻作では一千七百万円で、農家の就労人口(二、五〇五人)一人当たりの所得は八万六千六千円程度であり、北海道の平均をみると、稻作では満二六八人セント、五〇万未満・九八人セント、五〇万未満以上一四・五八人セントとなつており、総額、二億人以上一四・五八人セント

の数値からみても、いも畠、いも畠農、いもと米等の形態がなされ、さらに販売所得においては、二〇万円未満の農家が四三・五八セント、三〇万未満一六・九セント、三〇万未満一六・九セント、五〇万未満以上一四・五八人セント

十六万円、田畠及雑穀で一万二千円、畠農で十三万六千円となつておなり、狩太町の反対平均所得は六千四百円程度、全道平均では九千円以上になつております。この数字からみましても、本町の農家経済は全道平均にもみたない現況であります。従つて今後の農業経営のあり方は、国民の食糧消費の変化に応じて農畜産物の生産を中心とした經營形態に移行することが必要であ

りましよう。

以上の見地から、本年度の町予算の編成におきまして、畜産の振興を重点として、貸付牛の継続、乳牛空胎防止策に対する種牡牛の購入費助成、養豚養鶏の奨励、乳牛飼養、特用作物の亞麻、ビートの耕作に対

す管理指導並びに共励会、サイロ、尿溜、堆肥場の施設助成を行ない、農業構造を畜産を取り入れた畑作の形態に改善し、需要度の高い農畜産物の生産性と所得の向上を図らうとするものであります。

農業構造の確立

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(1) 需要在増加する農産物の生産の増進、需要が減少する政策の目標としています。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(2) 土地及び水の農業上の有効利用と開発並びに農業技術の向上によつて農業生産の増大を図る。

(3) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(4) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(5) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(6) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(7) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(8) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(9) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(10) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(11) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(12) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(13) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(14) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(15) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(16) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(17) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(18) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(19) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(20) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(21) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(22) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(23) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(24) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(25) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(26) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(27) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(28) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(29) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(30) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(31) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(32) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(33) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(34) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(35) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(36) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(37) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(38) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(39) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(40) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(41) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(42) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(43) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(44) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(45) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(46) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(47) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(48) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(49) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(50) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(51) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(52) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(53) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(54) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(55) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(56) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(57) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(58) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

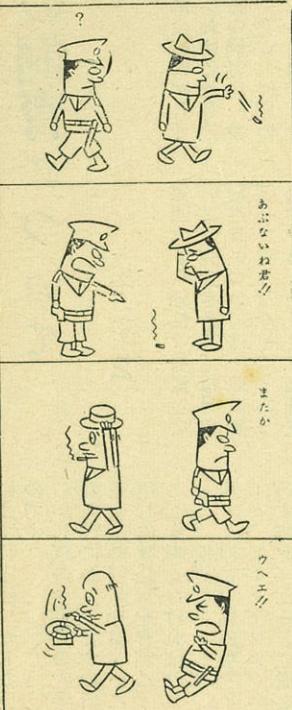
(59) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにならなければならない。所得増大のためには、農業の生産性を高める以外に方法がないので、次のように対策が考えられています。

(60) 農業構造の改善

農業基本法」とは、農業從事者が所得を増大して、他産業從事者と均衡する生活を営むことができるようにな

火災予防マンガ
一等入選 福島県小山幸男



◎火災シーズン◎ —火災予防運動—

2月から5月にかけては地域的に空気が極度に乾き、これに加えて、強い季節風が吹くことがあります。そのため、ちょっと消火がおくれると燃えひろがつて大火になります。したがつて天気予報にはよく注意し特にこのような悪い条件が重なるときは屋外での火の取扱いや、たき火はやめるようにし、やむを得ないときは監視人をおくこと。屋内でも火の用心は一層厳重にいたしましょう。

この恐ろしい火災を防止しようと4月20日から29日までの10日間を春の火災予防運動を行なわれました。

この運動は消防関係者の限られた運動でなく町民一人一人、或は全町の一軒一軒がのこらず、火の取扱いや火防に关心を高め火災を出さないようにすることが大切です。

この運動を機会に火災の未然防止にご協力下さい。

國民年金の保険料についてお知らせ

いよいよ4月から国民年金の保険料の納付の時期がまいりました。納付の要領について次のようになつてありますからお知らせいたします。

一、保険料は毎月納付しておられますが、支えありませんが、印紙を手帳に貼つただけでは納付にならず、必ず検認をうけなければなりません。

二、保険料は年金印紙で納付しなければなりません。印紙は収入役が保管しています。印紙を手帳に貼つただけでは納付にならず、必ず検認をうけなければなりません。

三、年金印紙は収入役が保管しています。印紙を手帳に貼つただけでは納付にならず、必ず検認をうけなければなりません。

四、印紙を手帳に貼つただけでは納付にならず、必ず検認をうけなければなりません。

五、保険料は年金印紙で納付しなければなりません。印紙は収入役が保管しています。印紙を手帳に貼つただけでは納付にならず、必ず検認をうけなければなりません。

六、部落方面の方で集会を利用して集金される場合、ご希望があれば保険料納付が困難な方

七、免除について保険料納付が困難な方

八、その他の免除の方法があります。

九、二十才以上、五十才未満の方で、まだ資格届を出していない方は、至急その手続きをしてください。

十、事故が発生しても何らの恩典をうけられません。

十一、五月一日を期して新しいのと交換することになりました。近く期日を定めて被保険者証が新しくなります。

十二、手帳は汚さないように保管してください。

十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

十四、手帳を、それぞれ駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

十五、したがつて、五月一日以後は、ついでに被保険者証は無効となりますので、ご注意ください。

十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

二十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

二十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

二十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

二十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

二十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

二十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

二十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

二十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

二十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

二十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

三十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

三十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

三十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

三十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

三十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

三十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

三十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

三十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

三十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

三十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

四十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

四十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

四十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

四十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

四十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

四十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

四十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

四十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

四十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

四十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

五十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

五十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

五十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

五十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

五十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

五十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

五十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

五十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

五十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

五十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

六十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

六十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

六十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

六十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

六十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

六十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

六十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

六十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

六十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

六十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

七十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

七十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

七十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

七十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

七十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

七十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

七十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

七十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

七十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

七十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

八十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

八十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

八十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

八十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

八十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

八十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

八十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

八十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

八十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

八十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

九十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

九十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

九十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

九十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

九十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

九十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

九十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

九十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

九十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

九十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百二十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百二十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百二十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百二十三、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百二十四、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百二十五、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百二十六、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百二十七、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百二十八、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百二十九、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百三十、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百三十一、希望があれば保険料は役場で致しますから申してください。

一百三十二、手帳を、それを駐在区一括、お渡しされますから御承知下さい。

一百三十三、希望があれば保険料は役場で

豚の飼育について

その2

このように生後4ヶ月くらいまでのいわゆる幼豚期における子豚の飼育が一番たいせつです。この時期の発育のよしわるしさは、その豚の一生を左右する今までいわれるほどですから、この時期は外へ出して自由に運動させるか、ゆとりのある豚舎で体を丈夫にするとともに、この時期はまだ飼料の量も少なくてすむ時期ですから、多少値段が高くて赤肉の発育をよくするたんぱく質の多い良質の飼料、荳牧草、大豆かす魚粉、アマニかす等を与えて、がつちりした子豚に育てることが大切です。逆にこのたいせつな幼豚期にわるい飼料を与え、出荷する頃になつてあわてゝ、いい飼料をやつている生産者もみうけられます。これは飼料代も高くつき、その上仕上つた枝肉も脂肪が厚くてよくありません。

毎回六八分位で残食のないよう全食させる。毎日の給与量については一般に無関心で食うだけやる。あるだけやるというような態度の農家がまだ多いので規則正しい給与が必要で、そのためには日頃から給与前後の腹のはり加減によつて基準量給与による満腹度合をよく観察しておくことが大切であります。

又豚が大きくなるにつれて食欲も旺盛になつてきます。この時期にあたえる飼料は値段の高い大豆かす、魚粉等のたんぱく質飼料をだん／＼減らしてゆき、かわりにとうきび、米糠、ふすま馬鈴薯、澱粉かす、残飯等の炭水化物性飼料を増してゆきます。

途中で脱線しましたが、このような飼育で二〇貫近くに成長しました。いよ／＼これからが仕上げ期にはります。

このころにあわてゝ、出荷する農家もしば／＼見受られます。が、この時期の肉豚は赤肉、脂肪ともしまりがなく、小貴物として安く取引きされがちですから損です。それよりも豚はこの時分が最も肥える時期ですから、もう少し辛棒にしてせめら、九〇キロ(二四メートル)。

新しい社会教育委員
がきまりました

四月一日付で社会教育委員
が選任されましたのでお知
らせいたします。

今井新沼原小笠原勝彦正義ラクヲ
佐藤貝軍人久和栄之敏夫岩政照子
藤栗佐深安彦原とし

狩小PTA副会
連合青年団副團長
婦人会連協會長
狩中校長
狩小校長
農協婦人部長
前社教委員
狩山小校長
狩小PTA副會

本ニ宮曾元富富元有中央
セ士士見見町島通
通コ田我町見見

路上でこんな遊びはやめましよう!



☆家庭のお父さんお母さんにお願い☆

一、監護者の付添わない幼児は独りで歩かせることができない事になつておりますから、道路を独りで出さないで下さい
二、小さい子供さんは道路で遊ばせないで下さい。

幼児学童の交通禍を防ぎましょう

★自動車、バイク等を運転する方へ御願い★

毎日の御仕事御苦労様です。皆様が車を運転中、小さい小供さんを見たら、必ず一時停止ろか徐行して下さい。

